



三重県公報

令和6年11月1日 (金)

第 563 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
743	三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更	(水産資源管理課)	2
744	内水面における第五種共同漁業権の免許に係る遊漁規則の一部変更の認可	(同)	2
745	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	3
746	同件	(同)	3
747	同件	(同)	4
748	同件	(同)	5
749	同件	(同)	6
750	同件	(同)	7
公 安 委 告 示			
32	駐車監視員資格者講習及び認定考査の実施	(公 安 委 員 会)	8
公 告			
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	10
	同件	(同)	10
	同件	(同)	10
	開発行為に関する工事の完了	(建 築 開 発 課)	11

告 示

三重県告示第 743 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 5 項の規定に基づき、三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量（令和 6 年三重県告示第 284 号）を以下のとおり変更したので、同項において準用する同条第 4 項の規定により公表します。

令和 6 年 11 月 1 日

三重県知事 一 見 勝 之

次の表の変更前欄に掲げる規定を同表の変更後欄に掲げる規定に下線で示すように変更する。

変 更 後	変 更 前																				
<p>第 2 くろまぐろ（小型魚）</p> <p>1 都道府県別漁獲可能量 45.9 トン</p> <p>2 三重県の知事管理漁獲可能量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">知事管理区分</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">知事管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） 定置漁業</td> <td style="text-align: center;">12.7 トン</td> </tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） 中型まき網漁業</td> <td style="text-align: center;">10.5 トン</td> </tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） 養殖用種苗採捕漁業</td> <td style="text-align: center;">4.5 トン</td> </tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） その他漁業</td> <td style="text-align: center;"><u>13.5 トン</u></td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	三重県くろまぐろ（小型魚） 定置漁業	12.7 トン	三重県くろまぐろ（小型魚） 中型まき網漁業	10.5 トン	三重県くろまぐろ（小型魚） 養殖用種苗採捕漁業	4.5 トン	三重県くろまぐろ（小型魚） その他漁業	<u>13.5 トン</u>	<p>第 2 くろまぐろ（小型魚）</p> <p>1 都道府県別漁獲可能量 45.9 トン</p> <p>2 三重県の知事管理漁獲可能量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">知事管理区分</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">知事管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） 定置漁業</td> <td style="text-align: center;">12.7 トン</td> </tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） 中型まき網漁業</td> <td style="text-align: center;">10.5 トン</td> </tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） 養殖用種苗採捕漁業</td> <td style="text-align: center;">4.5 トン</td> </tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） その他漁業</td> <td style="text-align: center;"><u>10.6 トン</u></td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	三重県くろまぐろ（小型魚） 定置漁業	12.7 トン	三重県くろまぐろ（小型魚） 中型まき網漁業	10.5 トン	三重県くろまぐろ（小型魚） 養殖用種苗採捕漁業	4.5 トン	三重県くろまぐろ（小型魚） その他漁業	<u>10.6 トン</u>
知事管理区分	知事管理漁獲可能量																				
三重県くろまぐろ（小型魚） 定置漁業	12.7 トン																				
三重県くろまぐろ（小型魚） 中型まき網漁業	10.5 トン																				
三重県くろまぐろ（小型魚） 養殖用種苗採捕漁業	4.5 トン																				
三重県くろまぐろ（小型魚） その他漁業	<u>13.5 トン</u>																				
知事管理区分	知事管理漁獲可能量																				
三重県くろまぐろ（小型魚） 定置漁業	12.7 トン																				
三重県くろまぐろ（小型魚） 中型まき網漁業	10.5 トン																				
三重県くろまぐろ（小型魚） 養殖用種苗採捕漁業	4.5 トン																				
三重県くろまぐろ（小型魚） その他漁業	<u>10.6 トン</u>																				
<p>第 3 くろまぐろ（大型魚）</p> <p>1 都道府県別漁獲可能量 36.7 トン</p> <p>2 三重県の知事管理漁獲可能量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">知事管理区分</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">知事管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県くろまぐろ（大型魚） 定置漁業</td> <td style="text-align: center;"><u>17.5 トン</u></td> </tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（大型魚） その他漁業</td> <td style="text-align: center;">15.5 トン</td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	三重県くろまぐろ（大型魚） 定置漁業	<u>17.5 トン</u>	三重県くろまぐろ（大型魚） その他漁業	15.5 トン	<p>第 3 くろまぐろ（大型魚）</p> <p>1 都道府県別漁獲可能量 36.7 トン</p> <p>2 三重県の知事管理漁獲可能量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">知事管理区分</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">知事管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県くろまぐろ（大型魚） 定置漁業</td> <td style="text-align: center;"><u>13.4 トン</u></td> </tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（大型魚） その他漁業</td> <td style="text-align: center;">15.5 トン</td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	三重県くろまぐろ（大型魚） 定置漁業	<u>13.4 トン</u>	三重県くろまぐろ（大型魚） その他漁業	15.5 トン								
知事管理区分	知事管理漁獲可能量																				
三重県くろまぐろ（大型魚） 定置漁業	<u>17.5 トン</u>																				
三重県くろまぐろ（大型魚） その他漁業	15.5 トン																				
知事管理区分	知事管理漁獲可能量																				
三重県くろまぐろ（大型魚） 定置漁業	<u>13.4 トン</u>																				
三重県くろまぐろ（大型魚） その他漁業	15.5 トン																				

三重県告示第 744 号

次の組合の内水面における第五種共同漁業権の免許に係る遊漁規則の一部変更認可については、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 170 条第 3 項の規定により、次のとおり認可しました。

令和 6 年 11 月 1 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号
伊賀川漁業協同組合
伊賀市小田町 1319 番地の 2
三重内共第 4 号
- 2 遊漁規則の変更内容
次のとおり

「次」は省略し、三重県農林水産部水産資源管理課に備え置いて、告示の日から令和 6 年 11 月 29 日まで縦覧に供します。

3 変更後の遊漁規則の施行の日

令和 6 年 10 月 23 日

三重県告示第 745 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 6 年 11 月 1 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

久居インターガーデン（Bブロック）
津市久居明神町字風早 2381-2 ほか 30 筆

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社カインズ	埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目 2 番 1 号	高家 正行
青山商事株式会社	広島県福山市王子町一丁目 3 番 5 号	青山 理
株式会社マックハウス	東京都杉並区梅里一丁目 7 番 7 号	舟橋 浩司
株式会社チヨダ	東京都杉並区荻窪四丁目 30 番 16 号	町野 雅俊

（変更後）

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社カインズ	埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目 2 番 1 号	高家 正行
青山商事株式会社	広島県福山市王子町一丁目 3 番 5 号	青山 理
株式会社マックハウス	東京都杉並区梅里一丁目 7 番 7 号	石野 孝司
株式会社チヨダ	東京都杉並区荻窪四丁目 30 番 16 号	町野 雅俊

3 変更年月日

令和 6 年 5 月 22 日

4 変更理由

小売業者の代表者の変更のため

5 届出の日

令和 6 年 10 月 11 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 6 年 11 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 746 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため

配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和6年11月1日

三重県知事 一見勝之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファミタウン四日市上海老ショッピングセンター
四日市市上海老字東大沢 1585 番 146 ほか 36 筆

2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社	東京都港区芝浦一丁目2番3号	西野 敏哉

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社	東京都港区芝浦一丁目2番3号	濱野 敬一

3 変更年月日

令和6年4月1日

4 変更理由

設置者の代表者の変更のため

5 届出の日

令和6年10月11日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和6年11月1日から令和7年3月3日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第747号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和6年11月1日

三重県知事 一見勝之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ郷津店
松阪市郷津町 204-1 ほか 31 筆

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社	東京都港区芝浦一丁目2番3号	西野 敏哉

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社	東京都港区芝浦一丁目2番3号	濱野 敬一

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番地 1	作道 政昭

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市中央区篠ヶ瀬町 1295 番地 1	作道 政昭

3 変更年月日

2(1) 令和6年4月1日

2(2) 令和6年1月1日

4 変更理由

2(1) 設置者の代表者の変更のため

2(2) 小売業者の住所の変更のため

5 届出の日

令和6年10月11日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和6年11月1日から令和7年3月3日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第748号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和6年11月1日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

バロー大黒田店

松阪市大黒田町字西出 1248 番

2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社	東京都港区芝浦一丁目2番3号	西野 敏哉

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社	東京都港区芝浦一丁目2番3号	濱野 敬一

- 3 変更年月日
令和6年4月1日
- 4 変更理由
設置者の代表者の変更のため
- 5 届出の日
令和6年10月11日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和6年11月1日から令和7年3月3日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第749号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和6年11月1日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンファール
桑名市桑栄町1-1 ほか
- 2 変更事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社	東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号	伊藤 光博
桑名十楽株式会社	桑名市大字小貝須1555番地	水谷 新左衛門

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社	東京都千代田区神田三崎町三丁目3番21号	伊藤 光博
桑名十楽株式会社	桑名市大字小貝須1555番地	水谷 新左衛門

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マース株式会社	桑名市桑栄町1-1	増田 二郎
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号	竹増 貞信
株式会社モードショップワタナベ	桑名市大字桑名476番地57	渡辺 慶三
株式会社ティーネットジャパン	桑名市桑栄町1-1	石川 浩哉

株式会社エムズファクトリー	桑名市桑栄町 1-2	水野 貴紀
株式会社さきもの処染重	四日市市三ツ谷東町 1 番 12 号	中澤 孝広
松阪 八重子	いなべ市大安町中央が丘 3-2969-99	松阪 八重子

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マース株式会社	桑名市桑栄町 1 番 1 号 サンファアーレ南館 1F	増田 二郎
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目 11 番 2 号	竹増 貞信
株式会社モードショップワタナベ	桑名市大字桑名 476 番地の 57	渡邊 慶三
株式会社ティーネットジャパン	桑名市桑栄町 1-1 サンファアーレ 1F	石川 浩哉
株式会社エムズファクトリー	桑名市桑栄町 1 番地 2	水野 貴紀
株式会社さきもの処染重	四日市市三ツ谷東町 1 番 12 号	中澤 孝広
松阪 八重子	いなべ市大安町中央が丘 3-2969-99	松阪 八重子

3 変更年月日

令和 6 年 8 月 30 日

4 変更理由

設置者及び小売業者の住所等の変更のため

5 届出の日

令和 6 年 10 月 11 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 6 年 11 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 750 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 6 年 11 月 1 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワ名張西原店

名張市西原町 2440 番 ほか 12 筆

2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社	東京都千代田区飯田橋二丁目 18 番 2 号	伊藤 光博

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
大和ハウスリアルティマネジメント株	東京都千代田区神田三崎町三丁目 3 番 21 号	伊藤 光博

	株式会社		
3	変更年月日	令和6年3月13日	
4	変更理由	設置者の住所の変更のため	
5	届出の日	令和6年10月11日	
6	届出等の縦覧場所	三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課	
7	届出等の縦覧の期間及び時間	令和6年11月1日から令和7年3月3日まで 開庁日の午前9時から午後5時まで	

公安委告示

三重県公安委員会告示第32号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イの規定による講習（以下「駐車監視員資格者講習」といいます。）及び同号ロの規定による認定（以下「認定考査」といいます。）を次のとおり実施します。

令和6年11月1日

三重県公安委員会委員長 志 田 幸 雄

1 駐車監視員資格者講習

(1) 実施日時

第1日 令和6年12月3日（火）午前8時40分から午後6時まで
第2日 令和6年12月4日（水）午前8時40分から午後6時まで
修了考査 令和6年12月10日（火）午前9時から午前10時30分まで

(2) 実施場所

三重県津市栄町一丁目100番地 三重県警察本部（7階東小会議室）

(3) 受講定員

15名（申込者多数の場合は、定員に達した時点で締め切ります。）

(4) 受講手続

ア 申込期間

令和6年11月5日（火）から同月27日（水）まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を除きます。）の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、1(4)ウ(イ)の場合は、令和6年11月5日（火）午前8時30分から同月27日（水）午後5時15分まで）

イ 申込先

三重県津市栄町一丁目100番地
三重県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策係

ウ 申込方法

次のいずれかの方法で、受講者本人が申し込んでください。

(ア) 書面での申込み

駐車監視員資格者講習受講申込書に必要事項を記載の上、写真2枚（受講の申込み前6月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景で縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて申し込んでください。

なお、このとき、受講者本人であることが確認できる身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）を持参してください。

(イ) 三重県電子申請・届出システムでの申込み

三重県電子申請・届出システムに必要事項を入力し、写真を添付して申し込んでください。

受講日に受講者本人であることが確認できる身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）を持参してください。

エ 講習手数料の納付方法

次のいずれかの方法で、講習手数料を納付してください。

なお、既納の講習手数料は、返還しません。

(ア) 書面で申込みの場合

20,000 円分の三重県収入証紙を収入証紙納付書に貼付し、申込時に納付してください。

(イ) 三重県電子申請・届出システムで申込みの場合

三重県電子申請・届出システムの受理通知を確認後、クレジットカードで納付してください。

オ 申込書等の配布場所

駐車監視員資格者講習受講申込書及び収入証紙納付書は、三重県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策係又は三重県内の各警察署交通（第二）課若しくは地域交通課で配布しています。

(5) その他

2 日間の講習を受講し、修了考査に合格した方には、駐車監視員資格者証の交付申請に必要な駐車監視員資格者講習修了証明書を交付します。

2 認定考査

(1) 実施日時

令和 6 年 12 月 10 日（火）午前 9 時から午前 10 時 30 分まで

(2) 実施場所

三重県津市栄町一丁目 100 番地 三重県警察本部（7 階東小会議室）

(3) 受検資格

次のいずれかに該当する者

ア 道路交通関係法令の規定の違反の取締りに関する事務に従事した期間が通算して 3 年以上である者

イ 確認事務における管理的又は監督的地位にあった期間が通算して 5 年以上である者

ウ ア又はイに掲げる者と同等の経歴を有する者

(4) 受検手続

ア 申請期間

令和 6 年 11 月 5 日（火）から同月 27 日（水）まで（三重県の休日を定める条例第 1 条に規定する休日を除きます。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（ただし、2(4)ウ(イ)の場合は、令和 6 年 11 月 5 日（火）午前 8 時 30 分から同月 27 日（水）午後 5 時 15 分まで）

イ 申請先

三重県津市栄町一丁目 100 番地

三重県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策係

ウ 申請方法

次のいずれかの方法で、受検者本人が申請してください。

(ア) 書面での申請

認定申請書に必要事項を記載の上、写真 2 枚（受検の申請前 6 月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景で縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルのもの）を添えて、申請してください。

なお、このとき、受検者本人であることが確認できる身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）及び(3)アからウまでのいずれかに該当することを証する書面（経歴書、人事記録証明書等）を持参してください。

(イ) 三重県電子申請・届出システムでの申請

三重県電子申請・届出システムに必要事項を入力し、写真を添付して申請してください。

なお、(3)アからウまでのいずれかに該当することを証する書面（経歴書、人事記録証明書等）を提出してください。

受検日に受検者本人であることが確認できる身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）を持参してください。

エ 申請手数料の納付方法

次のいずれかの方法で、申請手数料を納付してください。

なお、既納の申請手数料は、返還しません。

(ア) 書面で申請の場合

4,500円分の三重県収入証紙を収入証紙納付書に貼付し、申請時に納付してください。

(イ) 三重県電子申請・届出システムで申請の場合

三重県電子申請・届出システム受理通知を確認後、クレジットカードで納付してください。

オ 申請書等の配布場所

認定申請書及び収入証紙納付書は、三重県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策係又は三重県内の各警察署交通（第二）課若しくは地域交通課で配布しています。

(5) その他

認定考査に合格した方には、駐車監視員資格者証の交付申請に必要な認定書を交付します。

3 問合せ先

御不明な点については、三重県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策係（電話 059-222-0110 内線 5140）へお問い合わせください。

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県四日市建設事務所長から通知がありました。

令和6年11月1日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和6年9月17日から令和7年2月3日まで

3 作業地域

三重郡菰野町大字菰野

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県伊勢建設事務所長から通知がありました。

令和6年11月1日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（3級基準点測量及び4級基準点測量）

2 作業期間

令和6年10月22日から令和7年1月15日まで

3 作業地域

伊勢市小俣町新村、多気郡明和町新茶屋及び度会郡玉城町世古

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、伊賀市上下水道事業管理者から通知がありました。

令和6年11月1日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和6年11月1日から令和7年2月19日まで

3 作業地域

伊賀市島ヶ原

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 6 年 11 月 1 日

三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 6 年 10 月 11 日	名張市滝之原字義丁坊 3889-1 の一部及び字火原谷 3875-5 の一部ほか 1 筆	東京都文京区小石川 1 丁目 1-1 藤森工業株式会社 代表取締役社長 下田 拓
令和 6 年 10 月 22 日	度会郡玉城町蚊野字松原 2252-13	松阪市高町 450-1 丸亀産業株式会社 代表取締役 竹上 景太
令和 6 年 10 月 22 日	いなべ市員弁町東一色字一色浦 824-1 ほか 6 筆	桑名市多度町下野代 482 株式会社 K I Z U K I 代表取締役 前野 泰広
令和 6 年 10 月 22 日	三重郡川越町大字亀崎新田字里中 9-11 ほか 4 筆	愛知県刈谷市小垣江町本郷下 50-3 杉松産業株式会社 代表取締役 杉浦 正広

発行 三 重 県

三重県津市栄町 1 丁目 891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>